

井戸、ありませんか？

災害用井戸に登録を！

Check!



- ✓ お風呂場に井戸水用の蛇口がある
- ✓ 畑や庭への散水、打ち水に井戸水を使っている
- ✓ 職場で洗浄に井戸水を使っている
- ✓ ふだんは使っていないが、庭に井戸がある

あなたの井戸を
地域のために
役立ててみませんか？

私たちはふだん、飲み水以外に多くの水を使っていますが、災害時には水が不足するかもしれません。災害用井戸とは、そうした際に皆さんの井戸を地域で活用できるよう、事前に市で登録しておくものです。

災害用井戸に登録したら

1 いつも通りお使いください

登録後も使用に制限はなく、ふだん通りお使いいただけます。
氏名等の個人情報の詳細は、公表を希望する場合を除いて公開されません。



2 地震等の災害で断水が発生



3 市から井戸の提供を依頼

自然災害等で断水が発生し、井戸を提供いただきたい場合、市から皆さんに連絡し、状況等を確認したうえで、井戸の所在地など、詳しい情報を地域に提供します。



3 地域へ井戸を提供

地域で洗濯やトイレなどの生活用水に使われますので、井戸の提供をお願いします。



災害時の対応についてのお問合せ先

広島市危機管理室危機管理課

〒 730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

☎ 082-504-2653

✉ kikikanri@city.hiroshima.lg.jp





対象となる井戸

以下の条件を満たす井戸が対象となります。

- (1) 市内にある井戸で、継続的に使用できること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 災害時に井戸の所在地等が公開されることについて同意があること。
- (4) 汚染や異物の侵入、転落等の危険がないこと。

登録までの流れ

1 申出書の提出

ホームページでも受け付けています！



災害用井戸の登録にご協力いただける場合は、ホームページにおける申請や申出書の郵送等による提出をお願いします。詳細については、上のホームページをご覧ください、下の連絡先までお問い合わせください。

2 現地調査・水質検査

井戸の検査、してますか？



市の委託した業者が現地に伺い、井戸の所在地等の確認や水質検査を行います。(※ 検査は無料です！)

※ 井戸の登録状況等によっては、水質検査や登録ができない可能性もありますので、ご了承ください。

3 登録・公表

登録しても個人情報を守れます！



検査の結果等を踏まえ、災害用井戸への登録の可否を決定し、通知します。登録された井戸の情報は、個人が特定できない形で広島市ホームページ等で公開します。(井戸の詳細な所在地や所有者名を平時から公開することも可能です。)

登録についてのお問合せ先

広島市保健所環境衛生課環境衛生係(健康福祉局保健部環境衛生課)

〒 730-0043 広島市中区富士見町 11 番 27 号

☎ 082-241-7408 FAX : 082-241-2567(保健所共用)

✉ kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp

